

2021年5月19日

NCホールディングス株式会社 株主その他関係者の皆様へ

NCホールディングス株式会社取締役会による当社株主提案への 反対意見に関する当社考え方について(詳細版)

TCSホールディングス株式会社

当社の出資先である NC ホールディングス株式会社(以下「NCHD」といいます。)より、2021年5月14日開催された同社取締役会において、当社他22社(以下「私共」といいます。)が提出した株主提案(以下「本株主提案」といいます。)に反対である旨が決議され、公表されました(以下「NCHD 開示」といいます。)

NCHD 開示をお読みいただいた方、特に NCHD の株主の皆様や従業員の皆様(ここでは、子会社である日本コンベヤ等の従業員を含みます。以下同じ。)には、ご心配をお掛けしていると思えます。梶原浩規氏ら現取締役については、私共も昨年の定時総会までは選任に賛成しておりますので、非常に心苦しく思います。しかし、NCHD 開示には、事実誤認や齟齬があるため、正確な情報をお届けする必要があると考え、下記の通り私共の考え方について詳述させていただきます。

なお、以下は長文となりますが、特に従業員の皆様に関心をお持ちであろうと思われるいくつかの点に関しましては、別途要点を絞った「簡易版」を公表しておりますので、そちらもご覧下さい。

記

1. 本株主提案の基本的な考え方について

私共は、2021年5月10日に公表致しました『NCホールディングス株式会社の「取締役の選任に関するお知らせ」に対する当社の考え方(続報)』に記載の通り、現在の NCHD 取締役のうち、梶原浩規氏・吉川博志氏及び片山卓朗氏3名については、NCHD の取締役としては不適任であると判断し、本株主提案を実施致しました。

本株主提案で新しい代表取締役社長候補とされる高木俊幸取締役は、グローバルなメーカーでの約40年にわたる幅広い経験を有しており、製造・開発・営業の一連の事業プロセスや組織全体を統括することのできる能力・識見の優れた人物です。またメーカー、ICT 業界およびその周辺事業にも知己が多く、現場のものづくりに関わってきた人脈に基づくビジネスにおける成長、拡大を大いに期待できます。更にはその温厚篤実な性格ゆえに周囲の皆から慕われ、職場の雰囲気づくりの改善にも配慮を払える人材です。

私共は、NC グループを、製造業として普通の会社、つまり製造業の本分に徹した会社としての基盤を確立した上で、材工、メンテナンス、サービス、ソリューションの事業展開を強化することを目指します。これまで、設備投資・研究開発費も現状は製造業としては極めて低水準であり、将来へ向けた投資は改善が必要です。今後は、設備投資、研究開発費も増強し、商品力の強化、コア技術の強

化、原価改善、品質改善、生産性向上を目指します。TCS グループとの関係については、ソフト開発力を活用して、IoT 技術、ネットワーク技術を活用し、DX(デジタルトランスフォーメーション)の流れも作りたいと考えています。また、事業推進においては、お客様、お取引先様から見て事業責任者の顔が見える事業部制の導入を目指します。事業部長が開発・製造・販売を一気通貫で把握し、迅速な判断ができるようにし、職能組織については全社最適視点で事業部長を支える「事業軸と職能軸のマトリックス経営」を目指します。事業軸、職能軸で従業員の経営者育成も行い、従業員が育ち生き生きと活躍できる会社にして参ります。

労働組合との関係は非常に重要と考えており、引き続き「調和」を目指します。特に、過去の時代の対応に戻らないことを明言します。労働組合と会社側との対話に関しても、従前の事前協議会に加えて、会社側としては経営メンバーも参加する「(仮称)労使協議会」も行い、組合提案についても議論し、最終的には調和を目指す取り組みを行います。

新体制の発足は、株主の皆様にも利益をもたらすと考えます。まず、上記を達成することで、持続的な企業価値向上を実現します。また、中長期的な視点から、配当性向の向上、自己株式取得等、株主還元策についても前向きに取り組んで参ります。高木俊幸新社長は、私共議決権の 32%強を有する安定株主に支えられることにより、現体制の秘密主義を打破し、ガバナンス・コンプライアンスの問題を解決した上で、オープンで安定的な経営を行うことが可能となり、真の会社価値(株主価値)の向上に資することになり、株主の皆様にも喜んで頂けると考えます。

2. NCHD 開示に対する私共の見解

私共としては、本株主提案はNCHDの中長期的発展に資すると考えております。これに対し、NCHD取締役会が本株主提案に反対意見を表明されておりますが、正しい情報の提供と、公平・公正な議論が尽くされることにより、NCHDの第 5 回定時株主総会において、本株主提案が承認可決されると確信しております。

この点、NCHD は、私共が提出した本株主提案に反対する理由として、以下の 5 点を列挙して開示しています。

- ① 現体制による企業価値向上の実績
- ② 提案株主の利益のための提案
- ③ 株主提案の取締役候補が一部就任拒否
- ④ 従業員の反対
- ⑤ 提案株主の金融商品取引法違反の疑い

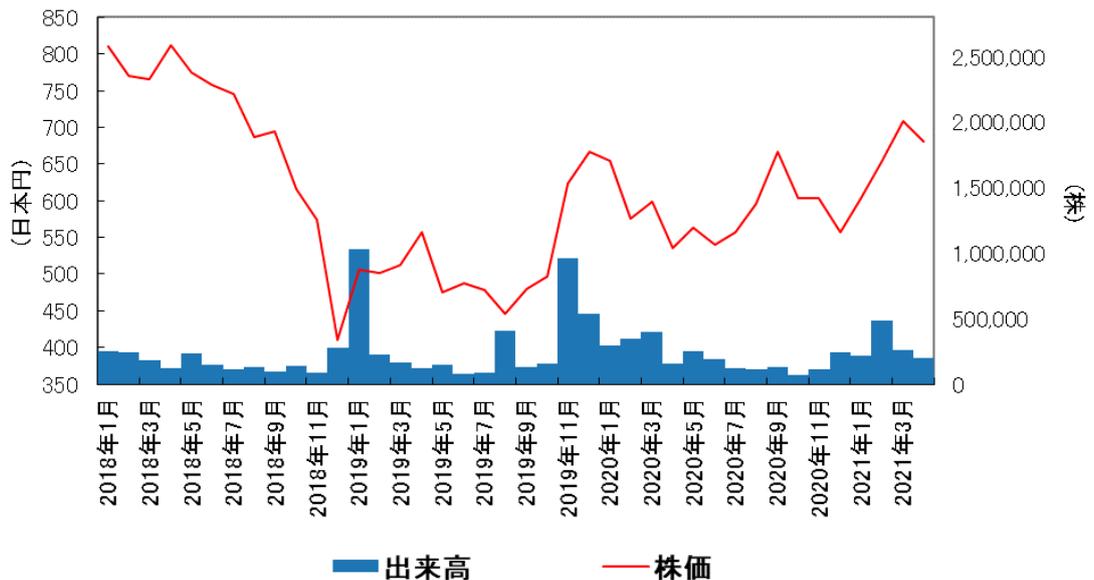
もっとも、NCHD 開示には、事実誤認や明らかに誤った解釈の記載が多く含まれておりますので、以下 NCHD 開示についての私共の見解をご説明させていただきます。

(1) ①現体制による企業価値向上の実績についての私共の見解

梶原浩規氏らによる NCHD の現状の経営状況に対して、私共は一定の評価はしており、全てを否定している訳ではありません。もっとも、以下の点について指摘したいと考えています。

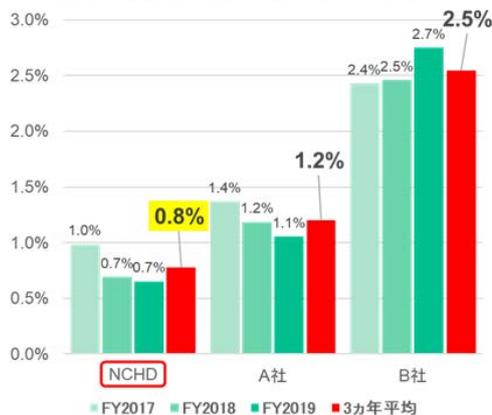
A) 梶原浩規氏がNCHDの代表取締役役に就任したのは、2018年6月でした。現在の株価は、確かに回復基調にあり、NCHD開示が行われた2021年5月14日の株価(終値)は716円です。しかし、梶原浩規氏が代表取締役役に就任した2018年6月頃の株価は800円近くを推移しており、梶原浩規体制が株式価値を向上させた、というほどの実績はありません。

【NCホールディングス 株価チャート】

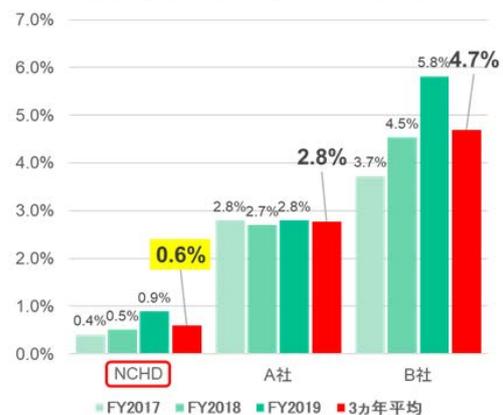


B) NCHDの2021年3月期は、減収ながらも増益(最高益)を達成しています。しかし、その内実も、関西電機工業株式会社の連結子会社化の効果であり、既存事業だけで前年比較すると減益です。コア事業であるコンベヤ事業は微減収、微減益、立体駐車装置関連は微減益です。合併による他社の売上・利益の取込みが主因であり、将来の成長に向けた研究開発費や設備投資を抑制し、足元の利益を積み上げているものとも言えます。

研究開発費 売上高比率 3社比較



設備投資 売上高比率 3社比較



C) 梶原代表取締役役らのM&Aや資本提携は、計画性に乏しく場当たり的であり、例えば、取締

役会で将来の買収候補先を議論するためにロングリスト等(買収可能性のある会社を羅列したもの等)を検討したこともありません。

以上、梶原代表取締役のもとで企業価値が「向上」した事実は乏しく、2021年3月期の利益も、ものづくりを担う真のメーカーの経営とは言い難いものです。

(2) ②本株主提案が提案株主の利益のための提案に過ぎない、との説明に誤りがあること

まずはっきりさせておきたいことは、私共も、2020年6月までの定時株主総会においては、梶原浩規氏を含む現体制の取締役の選任に賛成票を投じています。私共 TCS グループとされる株主も、従前は梶原体制を支持してきたものです。ですので、我々による提案が、単に TCS グループだけの利益を考えているということであれば、梶原浩規氏を含む現体制の提案をしたのも、私共ですので、そもそも現体制が TCS グループの利益を反映している筈です。

私共は、既に公表し、また本書でも説明するとおり、梶原浩規氏、吉川博志氏、片山卓朗氏の3名の取締役について、従前我々が寄せていた信頼を裏切るような行為が相次いだために、NCHD の他の株主、従業員など一切の関係者の皆様のことを考えて、新体制が必要だと考えるに至ったものであり、単に TCS グループだけの利益を考えたものではありません。

また、TCS グループとしてはこれまで、安定株主として、業績の良し悪しにより株の売却は一切行っていません。この本意は、コンベヤ事業のように単年度の利益追求が厳しい事業も含まれる中で単年度の利益を追求するよりも、中長期に見据えて、着実に投資も行い、中長期視点で安定的な成長を期待しています。

(3) ③株主提案の取締役候補者が一部就任拒否したことについての私共の見解

本株主提案の取締役候補者のうち取締役の就任を拒否していると公表された3名は、NCHD の従業員です。私共からの選任の打診の際に、間違いなく就任承諾をしておりますが、NCHD より、このような事実確認がなされ、かつ、公表に至ったことは、残念でなりません。

ただ、推察しますと、梶原浩規代表取締役側に、NCHD の従業員が本株主提案に従って取締役に就任するのか、と問われたとすれば、少なくとも現時点においては反対することが困難であったようにも感じます。

3名の皆様に板挟みの思いをさせたことに深くお詫びします。3名の皆様には、本株主提案が可決された場合、改めて、誠心誠意、就任へのお願いの努力をして参ります。

(4) ④NCHD 従業員の皆様の意向についての私共の見解

本株主提案に対する NCHD 取締役会の意見表明が明らかになるまでは、NCHD 従業員の皆様との対話を控えておりました。5月14日の表明をうけ、私共は、定時株主総会前に、従業員の皆様を対象として、今後の事業運営の考え方を説明する場を設けます。さらに労働組合の皆様とも定時株主総会前に対話の機会を設ける働きかけを行います。なお、NCHD 開示には、以下の点において解釈の相違があるため、私共の見解をお伝えいたします。

梶原浩規氏が2018年6月にNCHDの代表取締役役に就任された後に、労働組合との間の協議で一定の進展があったのは、事実です。しかし、この進展は、2018年5月にTCSホールディングス株式会社の代表取締役役に高山芳之が就任して以降、労働組合とより良好・協調的な関係を構築することを目指す方向に方針転換したことが背景にあることも、事実であります。私共は、今後とも労働組合とは正面から向き合い、議論を進める中で調和を目指すことを追求して参ります。

(5) ⑤提案株主の金融商品取引法違反の疑義との指摘に対する私共の見解

NCHD から疑義ありと指摘された事項は、(A)私共が、高山芳之氏個人・高山正大氏個人及びTCS ビジネスアソシエ株式会社とも金融商品取引法(以下「金商法」といいます。)にいう「共同保有」にあったのに、そのことを大量保有報告書(の変更報告書)に記載していない、(B)提出した大量保有報告書(の変更報告書)には「保有目的等」に「発行者との資本業務提携関係を構築することにより、当社グループ及び発行者グループの営む事業についてシナジー効果を追及し、それぞれの企業価値の最大化を図ることを目的として保有する」と記載され、「重要提案行為等」に「該当事項なし」と記載されているのに、本株主提案を行うに至ったのであるから、その変更報告を提出する義務があるのではないか、という2点です。

最初に、金商法違反の疑義が投げかけられたこと自体については、お詫び申し上げます。しかしながら、これら指摘は、事実又は法令の解釈について誤認があるのではないかと、私共は考えております。私共としましてはNCHD に対し、2021年5月17日、「質問状」を送付し、事実確認を行うとともに、専門家も交えて、協議・対応しております。

なお、誤解を避けるため、以下の事実を皆様にお知らせします(本来の株主提案の内容とは関係がないところに頁数を割いてしまい、申し訳ありません。)

まず、(A)の点について、申し上げます。私共は、高山芳之氏個人、高山正大氏個人及びTCS ビジネスアソシエ株式会社との間で、NCHD に対する議決権行使について、何らかの協議・合意等を行ったことはありません。更に、高山芳之氏個人、高山正大氏個人は、いずれも、単独では私共に対し過半数以上の出資を行っておりませんし、TCS ビジネスアソシエ株式会社は、私共23社とは資本関係がございませんので、高山芳之氏、高山正大氏、TCS ビジネスアソシエ株式会社は、私共との間で、いわゆる「形式基準の共同保有者」(金商法第27条の23第6項)の関係に該当しません。故に、従前は、上記3名について、私共との間で、大量保有報告書等の「共同保有」者として提出する必要はないと解釈して参りました。もっとも、今回の指摘を踏まえ、どのようにするのがより適当かについて、先ずはこのような開示を行い違法の疑義を公にしたNCHD の解釈も尋ねた上で、専門家も交えて、協議・対応して参ります。

次に(B)の点について、ご説明申し上げます。

金商法第27条の26第1項では、「発行者の事業活動に重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為として政令で定めるもの」を「重要提案行為等」と定義しております。金融商品取引業者等については、かかる「重要提案行為等」を株式保有の目的とする場合と、しない場合とで、

大量保有報告書の提出についての規制が異なっております。そのような金融商品取引業者等が、「重要提案行為等」を保有の目的としない場合は、「特例」による簡便な報告を行うことができません(金商法第 27 条の 26 第 1 項)。しかし、「重要提案行為等」を保有の目的とし、又は取得後短期間に「重要提案行為等」を行う場合には、「特例」が認められないこととなります。

なお、重要提案行為等の詳細は、政令(金融商品取引法施行令第 14 条の 8 の 2 第 1 項)に定められており、本株主提案との関連で申し上げますと、「代表取締役の選定又は解職」「役員構成の重要な変更(役員の数又は任期に係る重要な変更を含む。)」が含まれております。

しかしながら、私共は、ソフトウェアの開発やメーカーなどを営む会社を中心であって、金商法第 27 条の 26 第 1 項にいう「金融商品取引業者」等には該当しません。大量保有報告書及びその変更報告書についても、「特例」による簡便な報告を行っておりません。なお、私共が提出した 2017 年 7 月 24 日の大量保有報告書の「変更報告書」も、根拠条文として、金商法第 27 条の 26 第 1 項(特例の報告)ではなく、第 27 条の 25 第 1 項(通常の変更報告)を引用しております。

なお、通常の報告の場合にも、「重要提案行為等」を保有の目的とするか否かについて、記載する欄がございます。しかし、「重要提案行為等」の欄に「該当事項なし」と記載されているのは、通常、単に、提出者が、特例報告の対象となる金融商品取引業者等には該当しない、といった程度の意味で、「重要提案行為等」を行うか否かとは、直接、関係がないものと解されております。従いまして、私共の場合、金融商品取引業者等ではありませんから、この欄に「該当事項なし」と記載をするのは、仮に私共が「重要提案行為等」を行うことがあるとしても、何ら不自然不合理なことではありません。

更に念のために申し添えると、本株主提案は、結果的に会社提案と異なる内容となっておりますが、7 名の中で、現在の NCHD 取締役 2 名、従業員 4 名を含んでおり、また、TCS グループとの役職員兼任者も、現在の NCHD 取締役 5 名中 2 名(高木取締役、高山正大取締役)から、7 名中 3 名(高木候補、高山芳之候補、高山正大候補)とする等、その方針について、「保有目的等」に記載した、「発行者との資本業務提携関係を構築することにより、当社グループ及び発行者グループの営む事業についてシナジー効果を追及し、それぞれの企業価値の最大化を図ることを目的として保有する」ことから、いささかも変更はありません。即ち、本株主提案は、梶原浩規氏ら現在の取締役 3 名の言動を踏まえ、やむにやまれず行った、いわば緊急避難的な行動であって、私共は、現在においても、株式の共同保有目的に何らの変更はありません。

以上が、私共の現時点の認識でございますが、これらについては、先ずはこのような開示を行い違法の疑義を公にした NCHD の解釈も尋ねた上で、専門家とも協議の上で、是正すべき点があれば、是正させていただきます。

3 私共の本株主提案の補足説明

以上のとおり、NCHD 開示は、私共の本株主提案について、極めて短絡的で誤った批判を行っており、かつ、梶原浩規氏ら 3 名の現在の経営トップの問題点を浮き彫りにするものです。私共は、

まさに梶原浩規氏ら 3 名を引き続き 2021 年 6 月以降も取締役として選任すること及び日本コンペヤの事業に精通しているとは言い難い方を取締役として選任することが大きな問題であると
考え、やむにやまれず本株主提案を行うに至ったのですが、招集通知添付の参考書類に記載する本
株主提案においては、僅か 400 字でその趣旨説明をせざるを得ず、皆様にその真意が十分に伝わ
らない可能性を危惧しております。

私共の本株主提案についての基本的な考え方は、既に1で記載した通りですが、私共が梶原体制
で問題視した 5 点の問題点を中心に、更に詳述させていただきますので、お読み頂ければ幸いです。

(1) ①現経営陣の取締役会軽視、重要な経営事項適切に付議せず独断専行、④他の取締役にすら
情報開示しない秘密主義について

企業の経営トップ(代表取締役など、業務執行を担当する取締役)は、株主の信任を受け、持続
的な企業価値の向上を目指しますが、とりわけ上場企業では、コーポレートガバナンスを遵守し、
株主・投資家との対話や情報開示を通じて、適切な説明責任を果たす必要があります。また、経
営トップの業務執行は、独りよがりにならないことが求められています。その業務執行が法令や
定款に適合し、当該企業やその子会社からなる企業集団の業務の適正を図るため、会社は、内部
統制システムを定め、運用することが会社法に定められています。

私共も、昨年の今頃、梶原浩規氏、吉川博志氏、片山卓朗氏の 3 名の取締役について、コーポ
レートガバナンス・内部統制の見地から、問題があると考えてはいませんでした。しかし、この 1 年
間のうちに、NCHD 従業員の皆様より私共の元に、梶原氏および同氏側近に関する告発が複数
ございました。また、社外からも告発状が届きました。この事実を私共は非常に問題視しており
ます。

A) 例えば、2020 年 8 月、NCHD が M&A を進めていた対象会社従業員から、TCS ホー
ルディングス株式会社社長の高山芳之宛てに、梶原氏らの言動について告発状が届きま
した。その内容は、梶原浩規氏、吉川博志氏、片山卓朗氏の 3 名の NCHD の取締役が、
個人名で、当該 M&A の対象会社から独立して抜け出る者に対しての支援を約束する「連
判状」のような書面に、署名・捺印をしているというものでありました。これは、協議中の
対象会社の信頼関係を台無しにしかねない重大問題(対象会社が知れば損害賠償請求を
受け得る件)でした。

B) 2020 年 12 月、NCHD 従業員から、梶原氏に関する内部告発が NCHD 社外取締役に
届きました。その内容は梶原氏が「取締役会なんてどうでもよい」等、経営を監視すべき
立場にある取締役会を軽視する発言を繰り返していたものであり、東証1部上場企業の
経営者として相応しい発言ではありませんでした。

ここで述べておきたいのは、このような告発が届くまでに、予め、梶原浩規氏やその側近(吉川
博志氏・片山卓朗氏ら)から、そのような問題点があり得ることを取締役会で報告する、又は個別
に他の取締役(監査等委員を含む)に相談する、といった情報開示が殆どなかったということだ

す。つまり、現経営陣(上記3名)が、他の取締役を信頼して業務執行をするということをせず、取締役会全体で会社を統治するという発想を持ち合わせていない、ということが良く分かると思います。

秘密主義は、直近においても垣間見ることができます。2021年4月26日の取締役会で、本株主提案を認める趣旨の決議がなされたことは、既に私共の2回の公表でも述べていますが、その決議は、18日が経過した5月14日になり、ようやく開示がなされました。しかしこれとても、株主提案に対する会社側の「注」や意見が圧倒的に多く、非常に読みにくいものとなっています。不都合な情報の開示を遅らせ、加工していると判断されても仕方が無いのではないのでしょうか？

業務執行を行う取締役は、しっかりした情報を取締役会の他の取締役に開示し、業務執行の監視を受けることにより、しっかりした経営を行っていく必要があります。ところが、残念ながら、現経営陣に、そのような経営を行う意思が乏しいことが分かり、私共が本株主提案を決断する一因となりました。

(2) ⑤現経営陣の M&A における不適切な対応と、②M&A を含む将来に経営の方向性を策定・周知することなく事業を遂行していること

前述のとおり、2020年8月、NCHDがM&Aを進めていた対象会社の従業員から内部告発状がTCSホールディング株式会社及びその社長である高山芳之氏宅に届きました。梶原浩規氏、吉川博志氏、片山卓朗氏の3名のNCHDの取締役が、個人名で、当該M&Aの対象会社から独立して抜け出る者に対する支援を約束する「連判状」のような書面に、署名・捺印をしていることが確認されました。当時又はその極めて近接した時期に、NCHDは、対象会社との間で買収について協議・交渉していたにもかかわらず、相手先を破壊することになる従業員の引抜き、取引先の営業譲受や相手方取締役をNCHD子会社役員として招聘する約束等が記載されていました。この連判状の内容は、協議中の対象会社の信頼関係を台無しにしかねない重大問題(対象会社が知れば損害賠償請求を受け得る件)でした。さらにM&A案件であるのに秘密保持契約も締結せず、代表取締役の業務執行を監督する役割であるはずの社外取締役(独立役員としての届出もあり)である片山取締役が代表取締役と一緒に連判状の当事者として名前を連ね、しかも本件については、梶原代表取締役、吉川取締役、片山取締役以外のNCHDの取締役や監査等委員への情報提供などは殆どなく、事後的にも報告は不足したままでした。

TCSホールディングス株式会社は、いち株主として事情を知ったため、梶原浩規氏に対し、M&A案件の不適切な行為に関して、NCHD取締役会で説明、陳謝し、再発防止策を講じるべきとの要請を行いました。しかし梶原代表取締役は口頭での形式的な陳謝はしたものの、その後も一向に取締役会での情報共有は改善されていません。まさに内部統制システムの軽視、ガバナンス感覚の欠如を指摘せざるを得ません。

そもそもNCHDの取締役会においては、M&Aをどのような方針で行うのかといった将来経営の方向性について、十分な議論がされてきたとは言えない状況にありました。また、M&A以

外でも、重要な中期経営計画に関して、十分と言える内容の計画が策定されておりません。TCSホールディングス株式会社からは、梶原浩規氏に対し、産業動向等を考慮した会社の方向性、投資、人員計画等に基づく精緻な経営計画とその達成に向けたロードマップ等の作成が必要であると2020年7月、8月、11月と再三指摘をしたのですが、特にこの指摘を踏まえた対応がされた形跡もありません。こうした経営姿勢は、梶原氏らについて、上場会社の経営者としての資質に大きな疑問符の付くものであり、本株主提案に至る一因となりました。

(3) ③現経営陣はものづくりを大事にしない経営方針であること、新経営陣は、この点を転換した上で、真の企業価値向上に努めること

現経営陣は、NCHD 開示において、過去最高の業績を記録し、復配・増配を達成し、株価を大幅に改善したなどと主張しています。しかし、株価については、梶原体制の開始当時とほとんど変わらないことは、既上記2.(1)で述べたとおりです。では、業績はどうでしょうか？中長期的に実のある経営をしているといえるでしょうか？

確かに、NCHDの2021年3月期は、減収ながらも増益(最高益)を達成しています。しかし、その内実も、関西電機工業株式会社の連結子会社化の効果であり、既存事業だけで前年比較すると減益です。コア事業であるコンベヤ事業は微減収、微減益、立体駐車装置関連は微減益です。最高益と喧伝している内実も、合併による他社の売上・利益の取込みが主因と言えます。将来の成長に向けた研究開発費や設備投資を抑制し、足元の利益を積み上げているものとも言えます。

本株主提案で新しい代表取締役社長候補とされる高木俊幸取締役は、本書冒頭でもご紹介した通り、グローバルなメーカーでの約40年にわたる幅広い経験を有しており、製造・開発・営業の一連の事業プロセスや組織全体を統括することのできる能力・識見の優れた人物です。またメーカー、ICT業界およびその周辺事業にも知己が多く、現場のものづくりに関わってきた人脈に基づくビジネスにおける成長、拡大を大いに期待できます。更にはその温厚篤実な性格ゆえに周囲の皆から慕われ、職場の雰囲気づくりの改善にも配慮を払える人材です。

なお、私共のNCHDの経営に対する基本的な考え方は、本書冒頭1に記載したとおりです。本株主提案が承認可決された暁には、高木俊幸新社長がNCHDを製造業として当たり前の会社にし、真の企業価値向上に努めて下さると確信しております。私共も、議決権の32%以上を有する大株主として、高木俊幸新社長を支えます。

4. おわりに

以上述べた通り、私共は、梶原浩規氏、吉川博志氏、片山卓朗氏の3名の取締役については、情報の開示の点においても、従業員の皆様に対する対応においても、事業に対する対応においても、大変恐縮ですが、NCHDの経営を今後お任せすることは困難であると判断しております。会社提案の他の4名の取締役も、NCHDのものづくりの現場を経験している者がおらず、(ガバナンスの観点から多数の社外取締役が望まれる大企業であれば別ですが)NCHDにおける取締役として適当な人材が候補者となっているとは思われません。

私共としても、梶原浩規氏らとの話し合いで、円満に取締役の交代がなされることを望んでおりましたが、2021年4月26日の取締役会で、梶原浩規氏らが、突然、御自身など上記3名の取締役を候補者とするものの、私共とつながりのある高木俊幸取締役・高山正大取締役を排除する会社提案を取締役会で採決することを強行し、これに急遽対応する形で用意したのが、私共の本株主提案です。

私共としては、NCHDの株主・NCHDの従業員の皆様の声に応える必要があると考えています。本書に対してご意見等があれば、以下にまでお寄せ頂けると幸いです。長文をお読みいただき有難うございました。

本書に対するご意見についての窓口

弁護士法人創知法律事務所

弁護士 藤本一郎 弁護士 伊藤翔汰 弁護士 池上悠貴

大阪 〒541-0041 大阪市中央区北浜一丁目9番15号EM北浜ビル5階

東京 〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号新国際ビル8階

TEL 06-4708-3260 / 03-6268-0962(平日午前10時～午後5時)

FAX 06-4708-3280 / 03-6268-0963

E-mail: nchd@ci-lpc.com

※窓口の性質について

上記弁護士は、本株主提案について、私共の代理人となっております。但し、匿名をご希望される場合や、私共に身元を明らかにされたくないような場合には、その旨を明示してご連絡を頂ければ、私共に対する上記弁護士からの情報共有が制限される(お名前等は弁護士限りとなり、私共が知らない状態が維持される。)ことについて、私共は同意しております。そのような明示がなければ、上記窓口に寄せられたご意見等(及びその個人情報)は、私共と共有されます。

上記窓口に寄せられたご意見等は、私共の今後の本株主提案の実現に向けた諸活動や、本株主提案が承認可決された後のNCHDの新体制の発足の参考にさせて頂く予定です。